## 財産の取得について

現在稼働している情報システム仮想化基盤のメーカー保守等の終了に伴い、機器等を更改することとし、仮想化基盤一式を購入するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年小松島市条例第2号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年7月16日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

購入物品	仮想化基盤一式
購入予定価格	17,600,000円
内訳	<ul> <li>・仮想化基盤一式 16,000,000円 (HCI仮想化基盤ノード:3セット、 ノード収容スイッチ:2セット、 無停電電源装置:3セット 等)</li> <li>・消費税 1,600,000円</li> </ul>
購入の相手方	徳島県徳島市昭和町1丁目37番地 株式会社四国日立システムズ 徳島支店 支店長 大林 敏浩
納入期限	令和3年9月30日